

平成24年度第1回文化財保護審議会（議事録）

開催日時：平成24年8月21日（火）

会 場：県庁 特別会議室

1 開 会

○柳沢文化財係長

ただいまから、平成24年度第1回長野県文化財保護審議会を開会いたします。はじめに、長野県教育委員会山口利幸教育長からごあいさつを申し上げます。

2 山口教育長あいさつ

開会に当たりまして、一言、ごあいさつ申し上げます。

平成24年度第1回の長野県文化財保護審議会をお願いいたしましたところ、それぞれ大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

日ごろから、本県の文化財保護行政に、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに対し、改めて、心より御礼申し上げます。

本日は、長野県宝の指定に向けて、前回諮問申し上げました「村松のほうきょういんとう宝篋印塔」及び「園原家住宅」の2件につきまして答申いただくことになっておりますので、よろしく願い申し上げます。

去る、7月5日から6日にかけて、文化庁の近藤誠一長官が長野県にお見えになりました。国宝の松本城や善光寺、重要文化財の旧開智学校などを視察していただきました。その際、長官からこんな言葉がありましたので、お伝えいたします。「長野県は文化財が豊富である。保護しようとする住民の強い意志が感じられ、心強く思った。」。また、「地域に根付く文化や歴史を、子どもたちに伝え浸透させることが極めて大切である。」とのご指摘をいただきました。また、善光寺や松本城などの世界遺産登録を目指していることに関しては、「専門知識を踏まえて、将来の方向性を出したい。」とのご発言をいただきました。

こういった機会がございまして、教育委員会といたしましては、改めて貴重な文化遺産を県民の皆さんにお伝えすると同時に、県全体として文化財の保護、活用についてしっかり取り組まなければいけないと改めて感じました。

本日は、長野県宝等の指定に向けて、諮問案件となっております「柳沢遺跡出土品」を含めて3件の諮問が予定されております。詳しくは審議会でご説明申し上げますが、このうち柳沢遺跡で出土した青銅器は、西日本主体とさ

れていた従来の分布圏から大きく隔たった北信濃で出土した点などから、西日本の農耕文化が北信濃に浸透したことを示す資料としては大変貴重なものと言われております。また、九州型銅戈や近畿型銅戈が、同一坑内から出土したことも東西交流のあり方を知る上で重要というご指摘もいただいております。よろしくお願いたします。

最後に、委員の皆さま方の中には、委員の改選にあたり来月9月19日をもって退任なされる方もおられます。長い間、本県の文化財保護のため、ご指導、ご鞭撻をいただきました事に対して、改めて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

本日は、午前からの各部会審議に引き続きまして、長時間に及ぶ日程でございますが、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。よろしくお願いたします。

3 後藤会長あいさつ

○柳沢文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会後藤会長からごあいさつをいただきます。

○後藤会長

本日は、平成24年度第1回の審議会ということで、これからの審議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

東日本大震災から1年半が経とうとしています。私の専門である建造物の分野では、多数の文化財の被害が発生しました。津波の被害地と原発の被害地を除くと、被災した建造物が残されるものと取り壊されるものがはっきりわかれてきています。最近の文化財行政は、日常の保存や活用に関しては市町村の役割が大きいのですが、災害の時は都道府県の役割の大きさを非常に実感します。今回、被災した地域は東北地方が目立っていますが、関東地方も大きな被害が出ておりまして、なかでも茨城県はいち早く被災した文化財に対して支援に乗り出して、4分の3を支援することを明確にしたおかげで、茨城では非常に多くの歴史的建造物が救われているということがあります。また、最近では福島県でも、文化財以外も含めて被災した歴史的建造物を支援するという動きが出ています。都道府県の役割は非常に大きいなどということを実感しています。

特にその中でも重要なのは、被災地は自ら文化財の保護に動けないですから、よその地域から助けに行かなければいけない。そうした時に都道府県が

果たすネットワークの役割が大きいところがあります。また、市町村レベルでは文化財の専門家が勢いがないということがあって、それを都道府県やその外郭団体、専門機関がバックアップする体制が非常に重要になってきています。長野県でも、被害は広域的ではなかったようですが、松本市や栄村で地震がありましたし、最近では集中豪雨等広域にわたる災害が多くなっていますので、そういったところで備えをしていただければと思います。

本日、これから、いくつか案件がありますけれども、円滑な審議が進むようご協力をお願いします。

○柳沢文化財係長

ありがとうございました。山口教育長は、公務の関係からここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

(教育長退席)

4 会議成立報告

○柳沢文化財係長

それでは、本日の委員の出席状況について申し上げます。

審議会委員16名中、13名の委員の皆さまにご出席をいただいております。長野県文化財保護条例第42条第2項の規定により、委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議の成立についてご報告いたします。

それでは、議事に移ります。

会議の議長につきましては、長野県文化財保護条例第42条第1項の規定により、会長が議長となる旨規定されておりますので、議事の進行につきましては、後藤会長さんをお願いいたします。

○後藤会長

それでは、規定に従いまして、私が議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進みますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。

はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。

井原委員さん、中村委員さんをお願いいたします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音についてですが、従来より、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところですが、本日もこれを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議ありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音について、これを許可いたします。

それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思います。

はじめに、「村松の宝篋印塔」について、ご審議をお願いいたします。

この案件につきましては、井原委員さんよりご説明をお願いいたします。

5 答申文化財の審議

○井原委員

(概要説明)

お手元の資料の3ページとカラー版の29ページをご覧ください。

この物件につきましては、青木村で文化財指定されましたのは昭和54年(1979)です。それからすぐ、県宝の申請も行われましたが、非常に問題の多い資料でしたので、20～30年、今日までかかったということでございます。なぜそれほど意見が割れてきたのかということ、写真を見るとわかりますが、資料の6ページからいきますが、遺物資料の特色でございます。まず、見て分かりますとおり、東塔と西塔が並んでセットになっています。お寺はセットになっているのが当たり前ですが、石造が二つあるのはどこかからもってきたものではないか、二つあることがまず疑問で、昔からここにあったものでなく、後でここに並べたのではないかという議論があったんですね。これが一つ。そして、ご覧のように、鼠色のものと茶褐色ものが組み合わさっていること、このようなものはおかしいではないか。これが2点。それから一番下の東塔の基礎の部分に文字が刻まれている。この文字の部分に寄進状、通常古文書に書く、土地をお寺に寄進したという文章が石に彫られている、こんなもの全国的にないのではないか。ということの大きく分けて三つですね。これでおかしいという人と、これで良いのだという人がいたので、長年もめてきたということでございます。

宝篋印塔^{ほうきょういん だ ら に}というのは、宝篋印陀羅尼というお経を収めた容器でございます。造り方ですが非常に特色がありまして、別石二段造りというもので、西塔、東塔ともに同じ作り方をしております。後から足したものがありますが、写真にございますのはセットと認定されたものでございます。東塔の方は、胎藏界^{たいざうかい}の大日、西塔が金剛界の大日ということで二つセットになり、造りが同じ構造を示していることがわかってきました。それから5ページにいきますが、彩色の石材、これが鼠色と茶褐色が交互に配置され、意図的に積み重

ねられているということでございます。従って類例が極めて少ないということになります。

それから、その次の三つ目の特徴の寄進状の銘文ということも県内では唯一例がないということで、従いましてこれらの特徴は、いずれにしても長野県の調査だけでは真偽鑑定ができないということで、全国の事例調査が進まない文化財に指定できるものかどうか解らないという特徴がありまして、非常に時間がかかったということでございます。

きっかけになりましたのは、13ページの参考文献にございますが、青木村ではその間村誌の編纂が行われたわけでございますが、2002年に国立歴史民俗博物館でこの石塔を、二百何万でしたかお金をかけてそっくりそのまま複製をして展示をしました。これがきっかけになりまして、全国の類例調査が進み、特に石造の方で第一人者といわれます、戦前からずっと調査を進めました「史跡と美術」という会がございまして、ここの会の二代目の会長さんの田岡香逸さんと長野県出身者の福澤郁夫さんの全国事例の調査が進み、今日の答申に至ったということでございます。

まず、5ページの下の段にある彩色石材による荘嚴性の問題ですが、鼠色と茶褐色の石材を交互に配した問題、この宝篋印塔としている事例が全国の類例の中で、この田岡さんと福澤さんの調査から判明してまいりました。これは調査によると五輪塔に五色を配するという五教説によるもので、類例のものは和歌山県、大分県、岡山県、こういうところに分布するということでございます。柳沢遺跡と同じで西国や九州の文化が長野に入ってくるという類例のパターンと同じであります。こういうものを、彩色宝篋印塔や彩石宝篋印塔と言うように命名をするような研究の方向になっていきました。造り方の別石二段造り、それから反花座が入ってくるのは、同じように駿河から天竜川を遡って同じように分布していることもわかってまいりました。もう一つ、宝篋印陀羅尼經だらにきょうの研究に合わせて、仏頂尊勝陀羅尼經の発掘事例が関東、千葉県を中心に調査が進みまして、「陀羅尼を書写し高幢の上あるいは高山に安んじ、或は楼上に安んじ、乃至卒塔波中に安置す」との教典がございまして、その經典に沿ってこういうものを造り上げたということがわかってまいりました。結局、石塔を造る階層が一体誰であったのかということも調査が進みまして、文献の方で、仁平3年に撰関家で初めて、この石塔を墓塔として造り上げた。ですからトップクラスですね。こういう人たちが宋の文化を導入して日本ではじめたということでございまして、在地の人が簡単にできるということではなかったということの文化であることがわかってまいりました。従いまして、こうした中世仏塔としての宝篋印塔を造立して、こ

の宝篋印陀羅尼經を安置して、上野国から浦野庄を抜けて信濃国府から京都にむかう街道筋を望む見晴らしのよい丘陵の中央部に造立したものと考えられます。しかも、鼠色と茶褐色の石材を交互に配することで、街道筋の通行人にも目立つ、必ずそこを通った人がそれを参拝して、陀羅尼のお経の恩恵を受けて、安全な旅を続けるという御利益が波及し、衆生安穩を祈願することが造立目的になったと推定されるということです。

次に問題になりますのが、石に刻まれた寄進状でございまして、その銘文については、今までずっと「浦野庄内の村松藤次郎入道なるものが在家三分の二・田三畝を善福寺に寄進したことが刻されている」と解釈されまして、長野県の地名等にとられております。青木村の村誌でも、村松氏の存在が示されているんだということで、村松氏という氏の人が、現地の人が造ったんだと、寄進したんだと解釈したんですね。ところが、村松の藤次郎入道は、違っていてまして、浦野の庄内村松というのが村松郷の郷名であって、藤次郎入道というのは在家の作人であるということの資料が6ページから7ページにあげてございます。全国類例でも在家の名前、在家の作人の名前を記すということで、これは今までのようなものとは違っているということでございます。この在家の寄進した主体は誰かと言いますと、一番最後に書いてあります沙弥朝宗が在家の収穫物3分の1と田1畝の年貢を善福寺に寄進したという意味であることが判明しました。従いまして、寄進主体は沙弥朝宗でございまして、従って、今までの理解は間違っていたということでございます。

では、この沙弥朝宗と言う人は誰で、寄進した善福寺はどこにあるのかというのが次の問題になります。この善福寺につきましては、今までは長野県の地名もひっくるめてみんな寺屋敷や観音堂の地名があるということで、現地の村松にあるお寺だと考えていたんですね。ところが、村誌の中で、どうもこれは違っていて、全然離れたところの東部町加沢にある善福寺ではないかという疑問が出されました。それで今度の調査の中で、善福寺の調査をしましたら、7ページから8ページですが、禰津の田中郷で善福寺と言うのが1437年、1453年、それから8ページに入りますが、この地域が一貫して浦野氏と禰津氏、この人たちは同じ親せきで真田氏も同じですが、滋野氏の一族であることが判明しました。それで1311年にもそうですが、特に重要なのは、1351年、この造立されるわずか14年前に、浦野勘解由左衛門尉と禰津孫次郎宗貞というのが水内郡の大田庄大蔵郷で、同じ幕府の命を受けて共同調査をしていたということがわかりました。従って、浦野勘解由左衛門尉、これと禰津田中郷の禰津、これが親せき同士で、この人たちが生きていたわずか14年後にこの塔が朝宗によって造られた。従って朝宗は、浦野勘解由左衛門尉

と親戚関係にあったということがわかってきたわけです。それで、この浦野と禰津と海野、この人たちの活動ぶりが、7～9ページに書かれてあります。要は、この一族が非常に活動範囲が広いことがわかってまいりました。特に10ページ、同じ貞治年間の宝篋印塔について、この村松の宝篋印塔の様式が、上田市真田町の宝篋印塔の様式と瓜二つだということがわかってきております。これも福澤さんの調査で報告をされておりました、特に上田の真田の中原の延命堂の貞治6年、これがすでに先に県宝に指定されているんです。しかも様式が全く似ているんです。従って、これは同じ滋野氏が、海野、滋野、禰津が活着ている時代に造られたものとして考えてみる、こういうことがわかってきたということです。従って、貞治5年、貞治6年の真田町における宝篋印塔の造立と貞治4年の青木村にある宝篋印塔の造立は同時期のもので、滋野一門の臼田、禰津、海野氏と浦野氏の手によるものとみて間違いないということがわかってきたわけです。

もう一つの問題が、石に寄進状を刻むということが他にあるのかということです。それを調べて、今までは県内唯一ですが、全国調査をしてみると面白いことに、11ページに書いておりましたが、千葉県市川市国分寺から見つかっております。その後、福澤さんの調査で、奈良県2件、滋賀県5件、京都府2件、福岡県1件、兵庫県1件、大阪府1件になります。関西で11件、それで長野と千葉です。ところが最近になりまして、群馬県で見つかったんです。群馬県で見つかったのは、滋野景幸という人で滋野氏でした。そうすると、こういうのが見つかるのは、千葉、長野、群馬、そして京都、関西と言うことになるわけです。調査が進みまして、箱根の宝篋印塔が佐々木氏のものだということが分かってまいりまして、滋賀県の調査では、田岡さんの調査ですが、これもやはり佐々木京極家のものである。そして、千葉氏のものだということがわかりまして、こういうものを造っているのが、いずれも千葉氏と佐々木氏と滋野氏である。千葉氏のご承知のように、千葉から佐賀に所領をもって、九州へ行っているものです。滋野はご承知のように、紀伊半島に所領を配置して、東山道からずっとですね。従いまして、全国調査から長野県関係、神奈川県関係、滋賀県関係、千葉県関係、こういうものの同じようなものは千葉氏の武石氏、それから結婚相手の佐々木氏、そして滋野氏という特定の一族が造った可能性が高いということがわかってきたわけです。従って、県域を越えた佐々木源氏・千葉平氏や滋野氏一門など中世武士の歴史学習に寄与することができる格好の文化財であるということがわかったということでございます。

ではなぜ、本来紙に書くものを石に刻んだかという問題でございしますが、今までの説明でわかると思いますが、要するに現地のところに寄進したものではないものだという事ですね。全然違うところへ、東部町の善福寺に浦野の土地の年貢を運ぶわけですから、そういう保障のためにこれを刻んだということがわかりまして、中世人の独特の法意識を物語るものという他に見ることのできない貴重な歴史史料、すぐれた歴史教育教材になろうということとでございします。

従いまして、指定理由を、建造物ではなく6の歴史資料、これは後藤会長のもとで新たに指定基準を変えていただいたものの一つだったんですが、その中に、政治、経済、社会、文化等の各分野において、歴史上重要な事象に関する遺品のうち、学術上重要なものと、これが一番該当するということとあげてあります。

指定理由ですが、第1の理由が、以上見ましたように、石造宝篋印塔として見た場合4番目に古い石塔で、これよりも古いものも既に指定されている。しかも、関東式宝篋印塔の典型例の、初期のものの一つとされていますので、これが指定の理由です。

二つ目は、鼠色と茶褐色の石材を交互に配して、仏塔としての荘厳性を意図的に高めている事例として教育教材になるということ。

3点目が、通常紙に書かれるものを石に刻んで永久化しようとした。この類例が全国で15例、東日本で3例、長野県内で唯一ということで、第3の指定理由ということ。しかも再度ですが、土地の年貢の寄進先が全然現地とは違う禰津の田中郷の善福寺という中世寺院に寄進されたもので、この文化財を通じて海野庄の禰津田中郷の禰津、海野、臼田という広域にわたる浦野氏一門としての交流を示す貴重な歴史史料であるということ、県宝に指定することによって、小県、佐久郡にわたる非常に先進的な石造文化の地帯であることが学習できるということとでございします。

そして、長野県の歴史はもとより、小県地区の地域の歴史の学習資料や石造文化財としても価値の高い代表的なものであるということ。です。

補足をしておきますが、この浦野、海野氏についてのこうした広域的な活動のスタイルは、その後調査も進んでいまして、山梨県の大善寺という国宝のお寺もございしますが、ここに浦野氏の資料が出てまいりました。それから群馬県の大戸、これは草津のすぐ近くですが、ここに同じように浦野氏と海野氏の資料が出てまいりまして、いずれも、真田一門が非常に広域な範囲で東山道に分布しているとわかってきましたので、今後、これに類する資料が

他県で調査が進んでくることによって、一層この資料の価値が高まってくる
ことが予想されます。

こういう指定理由をあげてありますが、今までの県内での通説とは大きく
違うということですので、解説等、今後の文化財の活用のところでは、文化
財行政では解説板等を作るというお話もあるようですので、古い解説ではな
いように指導をしていただきたい。以上でございます。

○後藤会長

ただいまの説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願い
します。写真から見ると、上屋がかかって一応の保護策はとれているという
ことです。ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと
思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、
答申することに決定します。

○後藤会長

続きまして、園原家住宅について御審議をお願いします。この案件につき
ましては吉澤委員より説明をお願いします。

○吉澤委員

(概要説明)

お手元の資料14ページとカラー版の30ページからになります。

建物は、園原家住宅の主屋と馬屋と神殿、本殿の4棟であります。場所は
中山道の三留野宿から南の方に500メートル中山道を下った位置になります。
この園原家は三留野宿の東山神社の神官を当主の先代までが務めた家であり
まして、屋号は「ほんや」あるいは「ねぎや」となっております。

敷地は、中山道が南側に向かって下り坂になっている位置にありまして、
写真の30ページの上の写真を御覧いただきますと、ガードレールがあるところ
が中山道でございますが、そこに街道に沿って身の丈を超す豪壮な石垣が
築かれております。住宅へ登る石段の傍らに大イチョウがあります。上の写

真で見ますと、右側の方に見えている木が、大イチョウであります。その下に園原先生碑と彫られた石碑が建っております。これは享保3年に東山神社の神職を継ぎました神学者の園原旧富ふるとみの記念碑として、没して間もない天明元年に尾張・美濃・信濃三国の門人が建てたものでございます。

この石碑から北側に石段を上った正面に主屋がございませう。主屋は30ページの下の方の写真です。その手前側、左側に伸びていきます瓦葺の建物が馬屋です。31ページの方にいっていただきますと、この主屋の裏側のところに神殿と、さらに左側の方に本殿が配置されています。

主屋の方は、間口が6間半、奥行8間、切妻造で鉄板葺、もと板葺き、妻入で、よく言われます本棟造の建物で、正面側と背面側に庇をつけています。

間取りは、間口を三等分して奥行き方向に居室を配置する3列型の間取りで中央に広い広間を設けております。これは、本棟造によく見られる特色の間取りでございます。

主屋の方の寸法は、1間を6尺とする江戸間、田舎間とも言いますが、これではなく、1間を6尺2寸という寸法にします中京間という、江戸間と京間の間の寸法で造られています。

建築年代は17世紀後期から18世紀前期の建築と推定されておまして、18世紀中期に柱・梁の取り替えを含む大規模な改造がありまして、今回の調査では当初の間取りを復元するところまでは至りませんでした。18世紀中期の二次の間取りを痕跡から復元しますと、当時のものは現在の建物よりひとまわり小さくて、間口5間、奥行6間の建物で、正面に1間の下屋を設けていたというふうに考えられます。

馬屋の方は、間口が3間、奥行1間半、切妻造、棧瓦葺の建物で、入り口側の土間よりも約1メートル掘り下げられたものであります。この馬屋の構造というのは、南木曾の古民家に見られる馬屋の特色を継承しております。

神殿・本殿につきましては、写真でいきますと、31から32ページですが、主屋の斜め後方の一段高い位置に神殿が設けられておまして、31ページの左側の写真にありますように、神殿の手前側に一對の灯籠が置かれています。これは元文4年の銘があります。神殿は本殿の上屋と拝殿を兼ねておまして、間口が3間、奥行が4間、奥行きの方が少し深い造りになっております。内部の方は板敷きになっておまして、31ページの上の右側の写真を見ますと、手前側よりは奥の方が一段高い造り、床を高くしてここに鳥居を立てて奥に本殿を安置しております。

本殿は、32ページの下の方の右側の建物が本殿の正面でございませう。本殿は間口が1.1メートルの規模の切妻造、妻入、こけら葺の建物で、霊神みたまがみを祀ってお

ります。本殿内部には享保10年の銘がある鏡が収められています。屋根のこけら葺は、葺厚が非常に薄くて、これは外にでていればとても耐えられる状況にないので、初めからこういった上屋の中にあったというふうに考えられますので、現在の造りに近い形が古くからあったと考えております。

建築年代の方ですけれども、建築年代を示す直接の資料というものはなかったのですが、柱にクリ材を多用しているという江戸時代中期の特色が、それから鼻栓止めを室内に用いている点、32ページの上の写真を御覧いただくと、交差する部材の最後の止めが反対側の柱にでていてそこを止めているものが見られます。それから、復元すると、板壁が多くて閉鎖的な間取りになるということから、17世紀後期から18世紀前期の建築であると考えられます。そういうことから考えてみますと、旧富の父親の時代に建築された建物ということが言え、神学者としての旧富の代に大きな改造があったと言えます。

31ページの下の写真が馬屋の外観です。ネットを張ってあるところから床はさらに1メートル位下に下がっていますが、この建物は幕末の再建というふうに部材から考えられますけれども、規模や位置などはそれ以前の規模・形式を踏襲して再建されたと考えられます。

神殿の方につきましては、今回の調査で小屋裏に天保14年の棟札がありましたので、この時の再建と考えられます。なお、部材には古い材が転用されておりますので、前身の建物の部材を再用してもう一度造られたと考えられます。本殿の方につきましても、直接棟札等はございませんが、組物や懸魚などの様式から見て、元禄期頃の様式と考えられます。旧富の前の代、園原家三世の久右衛門か四世の与惣太夫の時代に造られたと考えられます。

指定の理由ですけれども、長野県宝の指定基準7、建造物、ウ歴史的重要なもの、才流派的又は地域的特色において顕著なもの。指定理由は、園原家住宅は、県内に残る神官の住宅として建築年代が古いだけでなく、江戸時代中期の古い本殿を持っている点で、全国的にも貴重な遺構である。主屋・神殿については、神学者旧富と密接な関係にあり、また、その後の主屋ほかの改築の時期と中央の神道の改革期、それから改装時期と神道の改革期とが連動している可能性が高いので、神道の地方史を知る上でも貴重である。そのため、園原家住宅は、長野県における江戸時代中期の神官屋敷を知る上で貴重な遺構であると同時に、神道の歴史・民俗を知る上でも貴重な存在として認められる。以上です。

○後藤会長

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

○井原委員

「園原家住宅」という指定名称ですと、民家としての指定名称かというふうに県民がいったん受け取ると思うんですが、今日の報告で、神官屋敷としての性格が非常に濃厚で特徴があるということだと、前の松田家が指定になったときもあったと思うんですが、「神官屋敷・園原家住宅」と県民から見てすぐ、民家と少し違った様子を持っているんだとわかるんですが、そういう名称はつけないほうがいいのでしょうか。これが質問の一。

それからもう1点、それとも関わるんですが、馬屋が別構造、別棟構造になっているということなんですが、江戸初期からの特色で神馬を神に捧げる慣例になってくるのですが、それがほとんど皆中世ですとちゃんと神様のものなんですが、この時期になると神主さんのためという報告、事例がございます。

そこでこれは、神馬として飼うために別棟にしたのか、それとも神主の乗馬用としてが主な用途なのか、それとも御指摘のように耕作として使われたのか、建築の方からの見解があれば、その辺のことが多少なりともわかれば教えていただきたいと思います。ここはちょうど木曾からの街道筋であるので、別棟になっているのが非常に面白いと思いました。以上です。

○吉澤委員

最初の方の、頭に枕ことばをつけたらどうなのかということなのですが、松田家もつけてないんですね。これはやはり平等にということと、今までの関連があつてこういう形にしているということです。ですから、最初からそういうことでもあります。

それから次の馬屋の別棟というのは、これはたまたま斜め向かいになっていますが、本来は横につく場合もありまして、その場合にも別棟、柱を要するに2本立てて、馬屋の方が傷みやすいので、屋根の柱を取り替えやすいよという工夫もあるわけですが、場所的に斜めに切迫して出さなきゃいけないというのは、屋敷の地形的なものもあるわけですが、飼っていた馬がどういう使用目的だということとはちょっと確定できません。

○後藤会長

わたしの方から補足でいうと、確かに少し不思議なのは、馬屋にしては大きすぎる、通常馬屋は馬のサイズと合わせる方が中で暴れないですので、ぴったり同じサイズです。ここの馬屋はかなり大きいので、そういう意味で言うと、もしかすると中世の神厩の場合ですとそこに必ず座敷がついているというそういう名残があるのかもしれない、非常に大きな面積なものですからそこは非常に不思議なところなので、それぐらいしか言いようがないわけですね。

それから、活用に関してはまさにおっしゃられるとおり、旧中山道沿いにありますので、個人住宅ですからなかなか内部の公開というのは園原さんがおられるときしかできない格好なのですが、南木曾町の方では、この建物以外に旧中山道沿いにいろいろ近代和風の住宅とかもありまして、そういったものを使って活用していきたいということです。お屋敷を見ていただければわかるとおり、実際は史跡的にも十分価値があるぐらいの立派な屋敷構えですので、旧中山道沿いの文化財として活用が期待できるのではないかと思います。

○井原委員

大きさが大きいということになりますと、非常に面白いんですが、神厩の場合は、ご指摘のように下は板敷きになりますので、下の部分が掘り下げているということですが、それはまあ二次的な形で、ほぞを切っていた跡というのはなかったんでしょうか。

○吉澤委員

それはないというか、本来ずっと敷き藁がだんだん高くなってきただけで、そういう痕跡は土台にはなかったですね。

○後藤会長

逆にむしろ大きいせいで場所を掘り下げないと収まらないので、再建したときに大きさだけ踏襲して掘り下げて、そこに収まるようにやっているのではないかなど。

○井原委員

再建だからもとの板がないというわけですね。

○吉澤委員

そうですね。位置は同じ位置なんですけど、過去、上に建っていたものは、その跡はないということです。

○後藤会長

非常に大きいな、不思議だなというふうに調査のときにもこんな大きなものをなんで造ったんだろうと調査のときにも話はしていたんですけども。

○後藤会長

ほかにはありますでしょうか。

それでは、本件を長野県宝に指定することが適当である旨を答申したいと思いますが、それでご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議がないようですので、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

○後藤会長

以上で本日答申を行う案件の審議を終了いたします。事務局から各委員に答申書の写しの配布をお願いいたします。

(事務局から答申案を配布)

ただいま配布されました答申書について、何かご意見、質問等ありますでしょうか。

(意見等なし)

それでは、答申書を交付したいと思います。

(後藤会長から阿部文化財・生涯学習課長へ答申書を手交)

6 諮問文化財の審議

○後藤会長

次に新たな案件の諮問を受けたいと思います。

事務局より各委員に諮問書の写しの配布をお願いします。

(事務局から諮問書の写しを配布)

○後藤会長

それでは、事務局から諮問書の説明をお願いします。

○阿部課長

それではよろしくお願いたします。資料の方は、この資料の「諮問文化財」の19ページ、カラーの写真の33ページを御覧いただきたいと思います。

本日諮問いたします案件は3件ございます。

1件目、19ページからご説明させていただきます。柳沢遺跡の出土品201点でございます。こちらは現在、長野県の所有ということで、千曲市の県立歴史館に保存してございます。柳沢遺跡は、20ページの地図にございますけれども、中野市の大字柳沢地籍にございまして、千曲川あるいは夜間瀬川の川岸近くでございまして、平成18年から20年にかけて、国土交通省の千曲川河川事務所が替佐・柳沢の築堤事業に伴いまして、長野県の埋蔵文化財センターが発掘調査を行いまして、縄文時代から中世の複合遺跡であることが判明したものでございます。

出土品につきましては、カラーページにございます、33ページにございます銅戈が8本、それから34ページに銅鐸が5個、35ページの土器類でございます。そして最後36ページになりますが、管玉等134点ということで合計201点でございます。

諮問の理由でございますが、資料の19ページにございますけれども、青銅器、銅戈8本、銅鐸5個が、西日本主体とされていた従来の分布圏から大きく隔たった北信濃で出土した点で貴重であるということです。

それから、九州型銅戈1本と近畿型5本と銅鐸が同一坑内から出土した点も、東西交流のあり方を知る点で重要であるということでございます。それから、西日本に多いシカの絵が在地の栗林式土器に描かれていたことも含めて、西日本の農耕文化が本地域に浸透したことを示す資料群として学術的な価値を有するということでございます。さらには、同時期の居住域あるいは墓域、水田域から出土した土器・石器等は青銅器を受容した在地社会の実態を示すものとして重要ということで、指定基準といたしましては、第5の考古資料の、イの弥生時代の遺物で学術上重要なものということで諮問をお願いしたいと考えているところでございます。

2件目は、22ページを御覧いただきたいと思います。南本城城跡でございます。こちらは、飯田市の座光寺にございまして、座光寺地区の財産区他が所有しているものでございますけれども、こちらの方は23・24ページの地図を御覧いただければと思いますけれども、こちらは川をはさんで南本城城跡と北本城城跡というものがございまして、24ページの図でいきますと北本城城跡は、比較的平坦な場所に郭を配置して掘立柱の建物跡が多く見つかるということで、居住地として使われていたと考えられます。これに対しまして、南本城城跡につきましては、急傾斜地に多数の小さな郭とか堀とか土塁が複雑に配置されて、軍事的な性格が強いのではないかというお話をいただいております。写真の方では、カラーの37ページを御覧いただきますと南本城城跡、これは矢印のところでございますが、右側の川をはさんで、北本城城跡ということになっております。堀や土塁等が良好で残っているということでございます。

諮問の理由でございますが、南本城城跡は、軍事的性格の強い城郭構造を示しており、伊那谷で一般的に見られる河岸段丘上の平地を利用した城郭とは大きく異なっており、戦国時代後半から近世初頭への厳しい戦乱状況に対応して修築された事例として大変希少であるということでございます。天下が統一に向かうこの時期に、下伊那地域に展開された戦乱状況の把握が、長野県の歴史を理解する上で重要な位置を占めており、具体的な遺構を持ってこのことを示す貴重な資料ということであります。加えて、隣接する北本城城跡が小学校建設等により遺構の一部を失っているのに対し、南本城城跡はきわめて良好な保存状況ということで、学習するためにも適しているということでございます。

指定基準に関しましては、長野県史跡の指定基準の（2）の国郡庁跡、城館跡、古戦場、その他政治に関する遺跡に該当ではないかということでお願いいたします。

最後に3件目でございます。25ページを御覧いただきたいと思います。名称は、佐久市の臼田トンネル産古型マンモス化石ということで、49点ございまして、こちらは現在佐久市の所有ということで、佐久市の野沢会館内に保管されているものでございます。

こちらは、資料の27ページと28ページを御覧いただきますと、地図がございまして、中部横断自動車道の臼田トンネルの工事現場、28ページにございまして、坑口から、佐久市側から205から215メートルの地点で、当初、臼歯が発見されまして、ゾウ科の化石との判断から急遽工事の停止を依頼して、切羽や仮置き残土から化石を回収したものでございます。

実際に出土したものにつきましては、カラーの資料の38ページから全てのせてございますけれども、こういった大白歯等の化石等が発見されたものでございます。

諮問の理由に関しましては、当該化石は一般的に知られておりますケナガマンモス、これは寒冷地に多いマンモスですけれども、それに先行する古い型のマンモス属の化石ということで、産出層の年代が高い精度で明らかになっているという点と、東日本の内陸の産出ということがひとつの特徴ではないかと考えております。

それから、こうした化石類は非常に保存状況がよいということで、文化財として保護することは、研究の資料としてはもちろん、広く一般の見学者に対しても日本列島とわが県の成り立ちを語る上でも重要というようなことで考えております。

指定基準に関しましては、第8の長野県天然記念物の指定基準の(3)の地質鉱物、アの岩石、鉱物及び化石の産出状態ということで御審議いただければありがたいということで諮問をお願いします。

説明は以上でございます。

○後藤会長

ありがとうございます。以上3件が新たに諮問されたわけですが、提案理由等につきまして、質疑等がありましたらご発言をお願いいたします。

(質疑等なし)

よろしいでしょうか。それでは異議がありませんようですので、諮問されました3件につきましては、今後担当委員による調査を実施いたしまして、次回以降の審議会において審議を行うことにしたいと思います。

○後藤会長

次に、その他といたしまして、何かございますでしょうか。

その他ありませんようですので、以上で本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力に対しまして、感謝を申し上げます。

7 閉 会

○柳沢文化財係長

長時間にわたるご審議ありがとうございました。

ここで、阿部文化財・生涯学習課長から御礼のごあいさつを申し上げます。

○阿部課長あいさつ

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。ただいま答申をいただきました村松の宝篋印塔並びに園原家住宅につきましては、今後、県宝の指定に向けまして、所定の手続きを進めさせていただきます。県宝指定後は、県の貴重な文化財として適切に保存されるよう努力していく所存でございます。また、さきほど審議会に諮問いただきました3件の案件を担当されます委員さんにおかれましては、今後の調査等につきまして、よろしく願いいたします。

さきほど、教育長のあいさつにもございましたけれども、本日が委員の皆様様の任期の関係で最後の審議会になられる委員さんもおられます。これまで、文化財の指定をはじめ、本県の文化財の保護に関しまして、多大なご尽力を賜りましたことに対して、あらためて敬意を表するとともに感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。今後も引き続き、また新たな立場から本県の文化財保護行政に対して、ご指導、ご鞭撻を頂戴いたしますようさらにもお願い申し上げたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

○柳沢文化財係長

以上をもちまして、平成24年度第1回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

平成24年10月30日

記事録署名委員 中村 雅彦 印